

要 望 書【複写】

令和5年4月20日

横浜市長

山 中 竹 春 殿

一般社団法人 横浜市私立保育園こども園園長会
会 長 大 庭 良 治

令和5年4月1日に貴市が開設された「不適切保育に関する相談窓口」につき、当会は、貴市に対して、次のとおり要望いたします。

1 要望の背景

(1) 当会について

当会は、令和4年時点で会員数756園と、市内の対象園の65%以上が加入する、市内の保育園・子ども園の加入する団体の中でも最も規模の大きな団体です。

当会では、会員園から選出された理事17名が参加する理事会、30名以上の地区委員と理事による地区委員会を月1回ずつ開催するほか、貴市との意見交換会を年11回開催しており、市内の会員園の意向を汲み上げつつ貴市との情報共有を密にし、市内のよりよい保育のために尽くしてきたという自負があります。

(2) 窓口開設に至る経緯

ところが、今回の窓口開設にあたり、貴市は長年関係性を維持してきた当会へ何ら相談することなく、2か月弱という短期間で一方的に記者発表するに至りました。

不適切保育への対応は、当会にとっても非常に重大な事項であり、貴市と連携して制度化につなげたい意図がありましたので、急な開設を大変遺憾に思います。

(3) 会員園に広がる不安

窓口急設の発表により、会員園では、窓口にクレーム相談が殺到し保育業務に支障をきたすことや、いわれのない苦情により保育士が精神的ダメージを受け離職につながるなどへの不安が広がっております。また、いわれのない相談についても相談件数に組み込まれた上で公表されることで、横浜市の保育に対する不信感が増すことも危惧しております。

このような不安が蔓延している状況では、日々の保育、ひいては子どもの育ちに悪影響が生じることが予想され、横浜市の保育を守るためにも、窓口設置者である貴市には、かかる不安に早急に対応する必要があると考えます。

2 要望事項

以上をふまえ、当会は貴市に次の事項を要望いたします。

(1) 市内の対象園に正確な情報提供及び説明を行うこと

上記のような不安が保育現場に広がっていることを踏まえ、当会からは開設の延期も求めましたが、応じてもらえませんでした。当会は、このような混乱をもたらす急な窓口設置は避けるべきであったと考えています。

とはいえ、すでに運用が開始してしまっている以上、遅きに失した感はありますが、保育現場の状況を理解いただいた上で、貴市からの正確な情報提供と説明の場を設けていただきたく要望いたします。

(2) 相談に対し保育現場の実情を尊重した適切な対応をすること

貴市の発表内容によりますと、相談内容の報告を受けた貴市が事実確認の調査方法等を必要に応じて外部専門家に相談しながら検討するとのことですが、これらの対応が適切になされるかについては疑問があります。

というのは、これまでの貴市による対応からすると、保育園業務を理解した上で適切に判断してもらえたとは言い難いからです。つまり、これまでは保育園業務未経験者が机上の判断で対応を行っていたために、専門性に欠ける不十分な対応となっていたのであり、このような体制が変わらない限り、たとえ新たな窓口を設けたとしても何ら改善にはつながらないといえます。

例として、対応する職員が、保育園業務の実情を踏まえ、クレーム相談を真に受けて保育士に「ついやっちゃったのでしょうか」等と誘導的な調査を

行う可能性もめぐいきれません。

よって、当会としましては、保育園業務及び子どもの人権に通じた専門的対応が可能となるよう、判断基準を設ける等の適切な制度設計を行うよう強く要望いたします。

(3) 区との連携を図ること

従来、保育園等とのトラブル等が発生した場合には、保護者は担当区に相談し、保育園等の実情や保護者の情報を把握している区が保育園等と連携しながら調整に入ることが行われてきました。

それが、今回市の窓口に一本化されることで、これまで区が行ってきた細やかな調整がなくなることを、会員園は危惧しています。

貴市としましては、区の調整機能を維持するためにも、区との連携を図りながら対応にあたっていただきますよう要望いたします。

(4) 保育士等へのケア（支援）を行うこと

今回貴市が開設した相談窓口により、多くの保育士や職員にクレーム相談による精神的負担がかかることが予想されます。

場合によっては、職員の大量離職にもつながりかねず、会員園は強い不安を有しています。

貴市は、このような状況も理解したうえで、横浜市の保育を守るためにも、何らかの保育園職員へのケア（支援）の手立てを講じるよう要望いたします。

以上